

はじけるこころ

Vol.45

まいにち学校 まいにち街 中の こどもの笑顔につなげる

編集・箕面市人権教育推進会議

発行・箕面市教育委員会人権施策課

TEL 072-724-6921

E-mail:edujinken@maple.city.minoh.lg.jp

平成30年(2018年)3月



- ◇ 平成29年11月1日（水）
- ◇ 箕面小学校
- ◇ 講師 リオデジャネイロ及びロン
ダンパラリンピック陸上金メダリ
スト ハインリッヒ・ボボフ選手

**パラリンピック金メダリストが
やつてきた**

この情報紙は、保育所・幼稚園・
小中学校の保護者を初め、広く市民
のみさんに、身近な人権教育の話
題を知っていただくため、市民参加
方式で編集したものです。

ご家庭で子どもさんと、あるいは
ご近所や職場のかたと、こうした話
題にふれて、語り合っていただけれ
ばと思います。



後半は運動場にて、走り方教室「ランニングクリニック」を実施し、最後に「子どもたちの代表」とボボフ選手
が競走をしました。

パラリンピック金メダリスト（※）
による、パラリンピック・障害理解
教育が箕面小学校の5、6年生を対
象に実施されました。

前半の講演では、国際パラリンピ
ック委員会公認教材「I'm

POSSIBLE」を用い、子どもたちが
パラリンピックの理解を深めてもら
うとともに、ドイツから来日したボ
ボフ選手に、生い立ち、陸上競技と
障害、そして子どもたちへのメッセージ
について語っていました。

パラリンピック金メダリストがやつ
てきた

もくじ

もくじ

- 1 パラリンピック金メダリスト（※）による、パラリンピック・障害理解教育が箕面小学校の5、6年生を対象に実施されました。
- 2 前半の講演では、国際パラリンピック委員会公認教材「I'm POSSIBLE」を用い、子どもたちがパラリンピックの理解を深めてもらうとともに、ドイツから来日したボボフ選手に、生い立ち、陸上競技と障害、そして子どもたちへのメッセージについて語っていました。
- 3 医療的ケア連絡協議会箕面から広げようともに生きる学校・ともに生きる社会へ
- 4 子ども一人ひとりを大切にする教育活動～医療的ケアが必要な子どもと関わる中で～
- 5 イキイキとわやかに学ぶ会
- 6 子どもの貧困と居場所
- 7 認知症のかたが暮らしやすい地域づくりのために
- 8 学校図書館でつながる十七年続くスケブの活動から

編集後記

人権をめぐる動向

- 1 パラリンピック金メダリスト（※）による、パラリンピック・障害理解教育が箕面小学校の5、6年生を対象に実施されました。
- 2 前半の講演では、国際パラリンピック委員会公認教材「I'm POSSIBLE」を用い、子どもたちがパラリンピックの理解を深めてもらうとともに、ドイツから来日したボボフ選手に、生い立ち、陸上競技と障害、そして子どもたちへのメッセージについて語っていました。
- 3 医療的ケア連絡協議会箕面から広げようともに生きる学校・ともに生きる社会へ
- 4 子ども一人ひとりを大切にする教育活動～医療的ケアが必要な子どもと関わる中で～
- 5 イキイキとわやかに学ぶ会
- 6 子どもの貧困と居場所
- 7 認知症のかたが暮らしやすい地域づくりのために
- 8 学校図書館でつながる十七年続くスケブの活動から

8

7

6

5

4

3

子どもたちは、本物のパラリンピック金メダル（視覚障害者でも判別できるよう、振ると音が鳴る）を全員一人ずつ手にとった感触を確かめたり、希望者全員にサインをしただいたり、交流を深めました。

子どもが大好きだという、ポボフ選手の人柄を感じさせてくれるシーンが、数多く見られました。子どもたちからは、「ポボフ選手のよう」、「どんなことにもあきらめずに挑戦したい」、「自分を信じる」との大切さがわかつたなどの声が聞かれました。

お互いに助け合い、前向きに、一生懸命に取り組むとの大切さ、I'm POSSIBLE（私はできる）と信じることを、ボボフ選手が熱く語っていたのが、とても心に残りました。

※ ロンドン・100ミリオナーティヤネイロ・走り幅跳び

**箕面から広げよう
～ともに生きる学校・ともに生きる社会～**

医療的ケア連絡協議会 15周年記念事業

- ◊ 平成29年10月15日（日）
- ◊ メイプルホール 小ホール
- ◊ パネリスト

巽 康裕さん（豊川北小学校6年生）

内堀 三紀代 看護師（豊川北小学校）
長谷川 佳奈 教諭（豊川北小学校）
岸本 彩さん（医療的ケア連絡協議会代表）

◇コーディネーター

吉田 功 校長（彩都の丘学園）

医療的ケア連絡協議会による、ドキュメンタリーDVD『風よ吹け！未来はここに!! 人工呼吸器をつけて地域で生きる ともに生きる力を育もう』の上映会シンポジウムが開催されました。

まず、医療的ケアが始まった当時、教育委員会にいた吉田校長から、経緯の説明がありました。平成14年（2002年）に初めて学校で医療的ケアの実施が必要になりましたが、当初はなかなか看護師が見つからず、保護者に付き添つていただいていたこと、ボランティアで看護師が来てくれるようになりましたことなど、当時の状況についての話がありました。

巽さんは、普段の小学校での様子、宿泊行事やプールの様子などについて語ってくれました。内堀看護師は、病気や障害と共に生きていっために、心身両面から支えること、土語は子どもであることが大切であると話されました。入院生活と在宅生活の違いは、在宅生活では入院中には見られない明るい表情を見られることで、それが在宅医療に興味をもったきっかけだったそうです。人工呼吸器は、めがねや補聴器と同じようなものであり、特別なものではない、という発想の転換が必要で、巽さんの生き方を通して、障害のある人もない人も、誰もが同じように幸せだと感じられる社会になつてほしいと話されました。



会場からは、「支援担当の長谷川先生が、巽さん

だけの先生とならなかつた工夫とは何か」、「担任やまわりの人も、医療的ケアができるようになつたらしいのに」「看護師の確保の必要性があるのではないか」という質問や意見が出ました。

長谷川教諭からは、4月、子どもたちへの紹介

の時に「みんなの先生」と紹介してもらつたこと、授業中、翼さんとのじうだけにいるのではなく、全員と関わることを意識していたこと、みんなのことを見ていると、みんなが翼さんを見てくれる」とについての話がありました。

内堀看護師は、臨床の場だけが看護師の活躍の場ではなく、学校にも看護師がいることをもっと知つてもらいたい、と話しました。

会場からは感想として、翼さんを中心としたクラスづくり、教職員集団が協力して、取り組んでいたことに、子どもたちもとても自然体で接しているのがよかつた、とう語がありました。

※ 医療的ケアとは、医師の指示のもとに行われ、日常生活を営むために必要な、喀痰吸引・経管栄養・導尿・

服薬指導等の行為。平成24年施行の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等について、一定の条件の下に、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養を実施できることになった。

子ども一人ひとりを大切にする教育活動 ～医療的ケアが必要な子ども～

関わる中で～

◇平成29年10月20日（金）

◇市役所 教育委員会室

◇報告 豊川北小学校 羽地 健 教諭

この情報紙を編集している箕面市人権教育推進会議は、有識者や市民、教職員等で構成されています。このたび、医療的ケアをテーマに、羽地教諭の報告を聞き、意見交換を行いました。

羽地教諭は、豊川北小学校の支援学級担任として、医療的ケアが必要な重度肢体不自由児の翼康裕さんと関わってきました。翼さんの保護者は、在宅で当たり前の生活をさせたいと願い、1年生の時から地域の学校に通わせることを選びました。

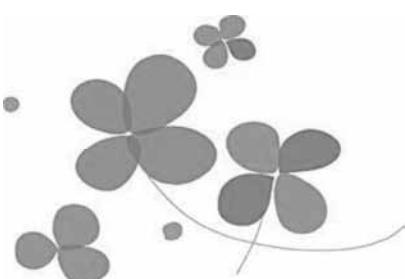
昨年度、翼さんが5年生のとき、二つの大きな課題がありました。一つ目は宿泊行事（レイク・スクール）です。宿泊行事にあたつては、教職員が複数回下見を行い、課題をクリアして無事に参加し、また、みんなと一緒にカッターに乗船することもできました。当日の翼さんは笑顔が見られたそうです。

二つ目は、大プールに入ることです。今まで低体温のリスクを考慮し、温水のヒートループ

に入つていましたが、みんなと一緒に大プールで授業を受けるにはどうすればいいのか、気管切開部分から水が入らない工夫、低体温の管理など、課題を一つずつクリアし、実現することができました。

翼さんはいま6年生。今年は広島へ修学旅行に行きました。現在は、地域の中学校への入学準備を進めています。

会議の委員からは「翼さんはとにかく元気」と、クラスのみんなが優しさを感じられる子どもたちになつていいくことが素晴らしい」「『何ができるのか』ではなく、『何ができるのか』を考えていいくことが大事だ」などの意見がありました。



イキイキわわやかに学ぶ会

子どもの貧困と居場所

◇平成29年10月6日（金）

◇メイプルホール 小ホール

◇講師 幸重 忠孝さん（じゅうしやくさん）
クセンターエンターテイメントセンター代表

「イキイキわわやかに学ぶ会」は、市立小・中学校・幼稚園の保護者対象の、身近な事柄を通して人権について考える学習会です。

講師の幸重忠孝さんは、児童養護施設、大学教員、滋賀県のスクールソーシャルワーカー、NPO法人「山科醍醐（じゆぢのひらば）」理事長などを経て、いじもソーシャルワーカー代表として活躍されています。

幸重さんは初めに、現代の「見えない貧困」について話されました。いま25万人の人が、衣食住に困っている絶対的貧困に近い状態であり、生活保護や社会的養護（施設・里親）のしくみを利用されています。

しかし、これとは別に300万人（18歳未満の7人に1人）が、周囲から気づかれず見えにくい相対的貧困（※）であるとされ、福祉サービスも行き届いていない状態です。



講演会では、参加者がそれを理解するため、家計簿のワークショップを行いました。まず、夫婦と中学生一人の核家族が月34万円で生活すると仮定し、住居費・光熱費・食費といった項目にそれぞれいくら充てるか考えます。

次に、収入を17万円に半減させて、再度、家計を組み直すと、いくつつかの項目を削りなくてはなりません。衣類・娯楽・交際費・貯金・医療費…。その結果わかったことは、家計の見直しにより、例えば、ユニフォームを買えないから部活動を断念する、すると友だちづきあいも我慢する…、という形で関係性の貧困を招き、孤立してしまつ、といいうことでした。

そこで、幸重さんの団体は、貧困でひとりぼっちという状態をなくすため、福祉関係者やスクールソーシャルワーカーと連携して、地域に子ども

の居場所づくりをされています。

特に、夕刻を支える「トワイライトストリート」の居場所が大切なことで、週一回、午後5時からの時まで、夕食・入浴・学習・遊びを含めて、子どもがゆつたりと過ごせる場を提供されています。

場所は、空き店舗や倉庫などを利用させてもらい、学生ボランティアの協力も得るなど、地域全体の力でこの居場所が支えられています。

また、休日に地域で子どもの食と学びを確保するため、子ども食堂や寺子屋の取組を、地域の実情に応じて開催されています。

これらは多世代のボランティアが担われており、滋賀県にはすでに百ヵ所近くがあるそうです。幸重さんのお話を聴いて、参加者からは「私も勇気を出し、子どもに話しかけたり、力になりたい。どんな環境で育った子でも幸せになつてほしい」、「相対的貧困のことは考えた」とがなかったが、生活はできてもお金がない、子どもに我慢させたり、当たり前のことができない状態が、多々あると感じた」、「貧困と聞いて、初めは自分のまわりの問題と結びつかなかつたが、見た目ではわからない貧困があると知つた。近くにいるかも知れず、決して他人事ではない」「家庭だけではなく、地域のみんなで様々な角度から子どもたちを支え、見守ることが大切だと知つた」といった声がありました。

箕面市でも、うごひあ21など子ども居場

所づくりを行っており、幸重さんなど各地の団体との交流もすでに始まっています。

子どもたちのニーズをきめ細かく把握し、制度やサービスの狭間を少しでも埋められるよう、さまざまな機関と連携し、各地の先進事例に学びながら、今後も取り組みたいと考えています。

※ いじでは国民の所得格差を表す指標として、年収が全

国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合を指す。

要の説明がありました。65才以上の7人に1人が認知症であり、その予備群のかたを含めると、4人に1人は認知症またはその予備群のことじで、誰にとっても他人事ではない数字です。

市の施策としては、次のようなものがあります。

◎高齢者に向けた取組

* 健康教育講座としてのシニアア塾

* 認知症を早期発見するための簡易測定

* 支援の案内、など

◎市民全体に向けた取組

* 見守り等の扱い手を育てる認知症サポーター養成講座

* 認知症高齢者への声かけ疑似体験

* 介護予防教室、など

いじの日の参加者も、認知症かどうかを判断する簡単な検査を体験し、生活習慣病が認知症の原因の一つであり、その改善の必要性について学びました。

◇平成30年2月19日（月）

◇市役所 教育委員会室

◇講師 箕面市健康福祉部高齢福祉室

増田 利佳 作業療法士
遠近 高明 理学療法士

いじの人権教育推進会議では、認知症のかたが社会で暮らしそうい地域をめざし、認知症の理解を広げる取組を進めている、職員2名から話を聴きました。

まず、認知症患者の現状や症状等について、概

のことでした。

会議のメンバーからは「認知症は、本人や家族の問題だけではなく、誰にでもあり得るみんなの問題なので、社会全体で支え合えるよう意識変革を進めていきたい」「地域には認知症のかたも含め、多様な人がいる。誰もが暮らしやすい地域にするにはどうしたらよいか、という視点を常に持ち続けたい」などの意見がありました。

講師のかたから、「徘徊は、他人から見たら訳がわからないうことだとしても、本人にとっては、必要だからしていること」「つわわるごみ屋敷と言われるような家に住んでいたとしても、他人から見たりしみであっても、本人にとっては必要なもの、だから捨てない」という言葉が、とても心に残りました。そうした思いを持っている方々と、地域がどのようにつながり合っていくか、共生する方法についてしっかり考えなければならぬと痛感しました。

最後に、2つのグループに分かれて、次の事例検討を行いました。

* 家の中がごみだらけになっている認知症のかたと同じように関わっていくか

* 認知症で徘徊を繰り返し、行方不明になるかたと同じように関わっていくか

保のため、市立小中学校の全児童生徒に小型発信機を配布し、学校や教育委員会が子どもの位置情報を確認できるしくみ

また、市は見守りシステム「o t t a」(※)の普及を図っていますが、併せて地域住民お互いのつながり、関心を持ち合う関係づくりが大切だと



学校図書館でつながる

~十七年続くスケブの活動から~



「この6冊以上のスケッチブックのコーナーは、一中図書館で、特に大事にしてる場所です。」
毎年、新一年生のオリエンテーションで紹介するど、生徒たちは不思議そうな顔をします。

一中では、イラスト好きな生徒が自主的に集つて、スケッチブックに描いて楽しもう!という会（通称・スケブ）を、図書館の一角で続けています。今年で17年目になります。誰でも参加でき、ペンネームを登録して会員になります。今年度12月現在の会員は、50名です。

スケッチブックには、好きなアニメや創作したキャラ等が描かれ、楽しんでいる様子が伝わって

きます。自分の描いた絵に対して、誰かからコメントが寄せられたり、「文化祭がもうすぐだと思つと描かずにはいられない…」「もうすぐ卒業です。今もあらがう」と、また、本音のつぶやきがあつらつら見られます。

続けてきました。どうして、図書館で? それは、図書館が、それだけの“好きないこと”を追求したり、応援してくれる場だと知つてこたからです。三年間、みんなの“好きないこと”を応援するね!」

(第一中学校図書館)



スケブは、学年を越えて、趣味が合う中の同士が認め合い、ゆるくつながることで、居心地の良い人間関係を築ける場だと感じます。人つながることの楽しさや大きさを体得できるこの場は、思春期の難しい時期だからこそ、必要だと感じています。卒業して新たな人間関係を築いていく時の自信となってくれることと想っています。

最後に、図書館司書からのメッセージです。

「図書館にはさまざまなお資料があり、何でも好きなことを調べることができます。何かを追求するには格好の場所です。その場所で、先輩たちは、自分の大切な“好きなこと”をスケブという形で、



※みんなで模造紙に描いて楽しめます。あの絵の人だ!といふ出での場でもあり、盛り上がります。

人権をめぐる動向

以前、本紙でもお伝えしたとおり、近年、障害者差別や部落差別に当たる落書きが、中央生涯学習センターや市役所のロビー、スーパー、図書館のトイレや本の中に、多数発見されています。

また、毎年、箕面市へ転居予定のかたから、市役所へ部落に関する問合せが数件あります。これらは、実際をよく知らずに、インターネットの情報誌を鵜呑みにしているものがほとんどです。こういったことから、うわさやネックの誤った情報ではなく、部落問題やいろいろな差別の実情について、正しい認識をもつていただくために、市と市教育委員会では、さまざまな取組をしています。

インターネットその他、このよつたな実態をもとに、国では平成28年、人権に関する法律が3つ制定されました。(同じまとめて簡単に紹介します。

【障害者差別解消法】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、障害のあるかたすべてが対象で、障害者手帳等の有無を問いません。国、地方公共団体、事業者（當利・非當利、個人・法人の別を問わない）が、事業等を行うにあたり、

不當な差別的取扱いとは、障害があるといつてだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、障害のない人に対しても付さない条件を付けたりするような行為です。

また、合理的配慮とは、行政機関及び事業者による事業等において、障害のある人の生活に制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、個別の意志表明に応じて行われる、必要かつ合理的な取組のことです。

合理的配慮の提供は、実施に伴つて負担が過重な場合は除かれますが、お互いの建設的対話による相互理解を通じ、いろいろな方法の検討を含めて柔軟に対応することが求められています。

【部落差別解消推進法】

部落問題（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の重大な人権問題です。残念ながら今もこうした人々に対する差別事象が発生しているため、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、部落差別が存在すること、情報化の進展に伴つて変化が生じていることを踏まえ、教育・相談・実態調査などを定め、全国レベルで取組が進められようとしています。

【ヘイトスピーチ解消法】

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせます。最近のテモなどにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、マスコミ等によって取り上げられています。この「本邦外出身者に対する不当な差別的取扱いをする」とを禁止しています。

また、障害のある人から求められた社会的障壁の除去について、必要な合理的配慮を提供することを、行政機関に義務づけし、事業者には努力義務としています。

不當な差別的取扱いをすれば、外国人に対する偏見や差別をなくし、文化の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人に配慮した行動をとるよう制定されたものです。

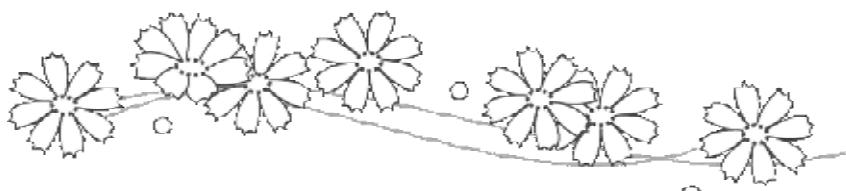


☆編集後記☆

箕面市ではこれまで、市民の皆様の活動と教育委員会との協働により、人権教育に積極的に取り組んできましたが、昨年末、虐待によって幼い子どもの命が奪われるというたいへん痛ましい事件が起きました。市立保育所に入所している子どもを助けられなかったのは本当に無念であり、二度とこのようなことが起きないよう、今回の事態を分析し、もう一歩踏み込める支援ができないか検証しているところです。

また、前ページでふれたように、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法と、人権課題をめぐって法整備が進む中、残念ながら未だにさまざまな差別の実態があり、人々が生きづらい状況を生み出しています。これらの課題は、学校・幼稚園・保育所や教育委員会だけで解決できる問題ではありません。市民の皆様、地域、学校園所、行政が連携・協力し、「つながり」を大切にしながら取り組むことが重要だと感じています。

これからも、市民の皆様とともに、「箕面市人権宣言」「箕面市人権のまち条例」「新箕面市人権教育基本方針」の趣旨に基づき、お互いの人権の尊重を自然に感じ、考え、行動することが定着できるよう、各種施策を進めますので、ご支援とご協力を願いいたします。



「はじけるこころ vol. 45」はいかがでしたか？

みなさんのご意見・ご感想をお聞かせください。下記の①～④の内容を、郵送、ファックスまたはEメールにてお送りください。これからも人権教育に関心をもっていただける記事を掲載したいと思っておりますので、ぜひともお言葉をいただされることを編集委員一同お待ちしております！

記

- ①ご意見・ご感想、②お名前（無記名でも構いません）、③「はじけるこころ」の入手方法、
④（「はじけるこころ」に掲載する場合がありますので）、ご意見・ご感想掲載の可否について

平成30年(2018年)4月から、住所とFAXが変わります
〒562-0015 箕面市稻1-14-5 箕面市教育委員会人権施策室
FAX : 725-8360
E-mail : edujinken@maple.city.minoh.lg.jp